

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策（出入国に関する措置の変更）

2020年11月7日
在ギリシャ日本国大使館

11月6日、ギリシャ市民保護省は、出入国に関する措置について変更を発表しました。今後の出入国に際して、以下の手続きが義務付けられますので、ご注意ください。

1 ギリシャ入国時

（1）電子登録フォームによる申請 【変更なし】

全ての旅行者は、到着前に電子登録フォーム（Passenger Locator Form（PLF））をサイト（<https://travel.gov.gr>）を利用して登録を行い、登録後に当局から送信される自動応答のメッセージを入国時に提示する義務があります。また、登録後に当局から送信される自動応答のメッセージ及びQRコードは、入国時に必要な書類とみなされます。

※当館注：登録期限については空路の場合は「24時間前まで」「到着の前日まで」などとされており、陸路については「到着までに」とされています。いずれにしましても、十分余裕をもって登録することをお勧めします。

（2）事前PCR検査（陰性）結果の証明書提示義務 【新規】

11月11日（水）から、空路・陸路からの入国ともに、到着前72時間以内に行われた事前PCR検査（陰性）結果の証明書の提示を求められます。証明書は英語表記で、旅行者氏名及び旅券など身分証明書番号の記載が求められます。

2 ギリシャ出国時

電子登録フォームによる登録 【新規】

11月10日（火）から、全ての出国者は、出発24時間前までに電子登録フォーム（Passenger Locator Form（PLF））のサイト（<https://travel.gov.gr>）を利用して、登録することが義務づけられます。家族単位の移動であれば1枚でまとめて登録できるそうです。

※当館注：ギリシャ政府は当初、「全ての出国者に義務づける」としていましたが、その後、「ギリシャ人旅行者に義務づける」と説明を変えており、混乱が見られます。当館としても確認を続けていますが、ご出発が近い方におかれましては、航空会社等に確認するとともに、登録されることを強くお勧めいたします。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp